

(意訳)

日本国埼玉県とタイ王国工業省との相互協力に関する覚書

本覚書は、上田清司知事を代表とする日本国埼玉県とアチャカ副次官を代表とするタイ王国工業省との合意を明らかにするものである。

双方は、日本とタイの相互利益に資する、より緊密な連絡手段を強化することを希望し、タイの中小企業と埼玉県の中小企業の協力を促進するために相互に協力するものである。双方は、次のとおりの合意に達した。

- 1 双方は、埼玉県の中小企業とタイの中小企業が新たにグローバルビジネスを展開することを協力して支援する。
- 2 双方は、経済分野における緊密な関係を確立するため、情報や意見を交換するとともに、ビジネス交流プログラム、セミナー、展示会、会議等を協議に基づき実施する。
- 3 双方の連絡窓口は、本覚書を実現するために指定するものとする。埼玉県側の窓口を産業労働部とし、工業省側の窓口を工業振興局とする。
- 4 本覚書は、契約を構成すること、もしくは、契約の締結と解釈すること、いかなる性質の契約と見做すことも意図するものではない。この覚書は、相手方に対して、いかなる法的義務も、拘束する義務も生じるものではない。
- 5 本覚書は、双方が署名した際に効力を生じ、少なくとも30日前に一方がもう一方に書面による予告を与えることにより終了するまで有効に継続する。本覚書の修正は、双方の合意によってのみ行われる。
- 6 本覚書は、2013年8月22日、正式に権限を与えられた埼玉県と工業省の代表者によって署名されたものであり、英語で2部作成する。

タイ王国工業省

日本国埼玉県

副次官 アチャカ・シーブンルアン

知事 上田 清司